

# 黒松内町下水道事業経営戦略

## (特定環境保全公共下水道事業)

令和4年3月  
黒松内町建設水道課

## 黒松内町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 黒松内町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道

策 定 日 : 令和 4 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成8年度	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用 (令和6年度一部適用予定)
処理区域内人口密度	22.5人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1処理区		
処 理 場 数	1処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成16年度に新たな処理区域の拡張を行う予定であったが、費用対効果の見直しを行い区域拡張は行わず、現在の下水道処理区域以外については、合併処理浄化槽での整備を行うこととした。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料:10m <sup>3</sup> まで 2,050円 超過使用料:10m <sup>3</sup> を超え1m <sup>3</sup> あたり 190円						
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料:10m <sup>3</sup> まで 4,110円 超過使用料:10m <sup>3</sup> を超え1m <sup>3</sup> あたり 160円						
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料:10m <sup>3</sup> まで 10,280円 超過使用料:10m <sup>3</sup> を超え1m <sup>3</sup> あたり 90円						
条 例 上 の 使 用 料 *2 ( 2 0 m <sup>3</sup> あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成30年度	3,920	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 ( 2 0 m <sup>3</sup> あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成30年度	4,170	円
	令和元年度	3,920	円		令和元年度	4,244	円
	令和2年度	3,950	円		令和2年度	4,288	円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職 員 数	建設水道課では、令和3年度現在6名体制(うち管理職2名)となっており、業務は土木事業、住宅事業、簡易水道事業、下水道事業、公園事業などを兼務して従事している。 職員給与の予算措置については、公共下水道事業特別会計に1人を置いている状況である。
事業運営組織	平成5年度に建設課下水道係と水道課を統合し、上下水道課とした。 平成16年度に上下水道課と建設課を統合し、建設水道課とした。(係を廃止し建設水道グループとなり、課内全ての業務において兼務となった。)

### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	終末処理場維持管理業務、脱水汚泥運搬業務、脱水汚泥処理業務を民間業者に委託している。
	イ 指定管理者制度	当町の下水道事業は小規模であり採算が合わないため、指定管理者制度の活用は困難である。
	ウ PPP・PFI	当町の下水道事業は小規模であり採算が合わないため、PPP・PFIの活用は困難である。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口は、人口減少に伴い年に0.2%ずつ減少する見込みである。

### (2) 有収水量の予測

有収水量は、人口減少による影響から減少する見込みである。

### (3) 使用料収入の見通し

人口減少により年に0.2%程度使用料の減額が見込まれる。

### (4) 施設の見通し

本町の下水道区域の整備は平成16年度に完了しており、区域拡張がない限り新たな管渠・処理場の建設予定はない。  
また、平成8年から供用を開始し現在25年経過しているが、管渠の耐用年数は50年であることから、本計画期間中における大規模な更新工事は行わない見込みである。  
処理場においては、平成30年度にストックマネジメント計画を策定し、計画的に機器類の更新を進めているところである。令和5年度にストックマネジメント計画を策定する予定で令和6年度からは新たなストックマネジメント計画に基づき、施設の長寿命化を図れるよう検討していく。

### (5) 組織の見通し

下水道事業の技術職は、専門的な知識や多くの経験を必要とするが、現在は1名しか配置されていないため退職した場合のノウハウや知識の継承が今後の課題となる。

## 3. 経営の基本方針

平成8年の供用開始から約25年が経過した現在、これまでの建設投資に伴う公債費の償還額は今後減少していく見通し。しかし老朽化していく施設の長寿命化・更新を進めていく必要があることから限られた財源の中、適正な事業計画と財政計画を基に経営改善を行っていく。また、令和6年度からの公営企業会計適用を予定しており、独立採算性及び透明性を高め、経営状況を分かりやすく提供できるようにする。

人口減少による有収水量の減少が見込まれる中、収入の増加を見込めないため、催告書の送付、電話催告、個別訪問等を行い未収金の減少に努めるとともに、収納率向上及び滞納整理の強化を図っている自治体などの事例を参考にしながら使用料の収納率向上に取り組む。

令和6年度からのストックマネジメント計画(第二次)に基づき、施設の点検や改築・修繕計画を盛り込み、適正な維持・更新を進めていく。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

##### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

##### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

###### ① 収支計画のうち投資についての説明

目	標
	本計画期間中において耐用年数を迎えることはないが、適正な維持管理や修繕等を行い設備投資の抑制を図る。

○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項  
下水道区域の整備は平成16年度に完了しており、区域拡張がない限り新たな管渠・処理場の建設や更新予定はない。  
令和6年度から新たなストックマネジメント計画に基づき事業費の縮減や計画的な機器等の更新を行う予定である。

###### ② 収支計画のうち財源についての説明

目	標
	使用料収入で維持管理費用を賄えるように努め、繰入金を極力減らすよう事業運営の適正化を図る。

○財源の目標に関する事項  
建設改良費における国庫補助金及び企業債収入を計画している。また、一般会計からの繰入金を減らすため平準化債の発行を計画している。  
○使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項  
令和4年度は予算額で算定し、以降は人口減少による有収水量の減少が見込まれることから前年度0.2%減の収入で算定している。  
○企業債に関する事項  
建設改良費に係る企業債については、下水道事業債を発行可能額分計上し、同様に資本費平準化債についても発行可能額で計上している。  
○繰入金に関する事項  
基準内繰入については、一般会計繰出基準に基づき、元利償還に充てる繰入分を基準額で算定している。  
基準外繰入については、人件費や営業収益で賄いきれない営業費用、元利償還に充てる繰入基準外分で算定している。

###### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項  
最低限の1名分を計上しており、令和4年度は予算額で計上し、これ以上の職員削減はできないことから以降は前年度比1%増で算定している。  
○動力費に関する事項  
令和4年度は予算額で計上し、処理水量に大きな変動はないがコスト上昇を考慮し、以降は前年度比2%増で算定している。  
○修繕費に関する事項  
計画的に機器等の更新を行っているが、毎年約250万円程度を見込んで計上している。  
○委託費に関する事項  
令和4年度は予算額で計上し、維持管理における労務単価の上昇を考慮し前年度2%増で算定している。  
また、下水道台帳補正に係る委託費を隔年で計上している。

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	下水道区域の整備は完了しており、処理区域の見直しは今後行う予定はない。 本町の処理場は1か所であり、今後も統廃合は行うことができない。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画等に基づき計画的に機器等の更新を進めているが、令和7年度に新たなストックマネジメント計画を策定し、引き続き投資の平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	なし
その他の取組	なし

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	中長期的な維持管理や安定運営のため、社会情勢等も注視しながら改定の必要性、実施時期や改定内容について慎重に検討し、改定が必要となった場合には使用者に対して十分な説明を行い、理解を得ることが必要である。
資産活用による収入増加の取組について	なし
その他の取組	建設改良に当たっては、国の補助事業や交付税措置の有利な起債を発行するなど、適切な財源確保に努める。

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	小規模下水道事業では、指定管理者やPPP/PFI等は採算が合わないため、当面は現在の維持管理委託とする。
職員給与費に関する事項	職員給与の予算措置については、1名の人員となっており、これ以上の削減はできないことから今後も1名とする。
動力費に関する事項	効率的な機器運転に努め、動力費の抑制に努める。 また、機器の改築や更新の際は、より経費節減効果の高い機器の導入を検討する。
薬品費に関する事項	なし
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画に基づき計画的な施設のメンテナンスを実施し、修繕費の抑制に努める。
委託費に関する事項	なし
その他の取組	今後、使用料収入の増加が期待できないことから、未収金の減少に努めるとともに、収納率向上及び滞納整理の強化を図っている自治体などの事例を参考にしながら、使用料の収納率向上を図る。

**5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項**

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度進捗管理を行うとともに、5年ごとに事後検証、更新を行う。
---------------------	---------------------------------

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
収 益 的 収 入	1	総 収 益 (A)	120,681	114,443	118,628	120,248	130,362	115,217	116,181	115,456	116,818	116,730	118,613	117,933	
	(1)	営 業 収 益 (B)	48,980	47,673	46,308	45,353	44,452	43,569	42,704	41,856	41,025	40,210	39,412	38,630	
		ア 料 金 収 入	48,928	47,619	46,250	45,331	44,430	43,547	42,682	41,834	41,003	40,188	39,390	38,608	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	52	54	58	22	22	22	22	22	22	22	22	22	
	(2)	営 業 外 収 益	71,701	66,770	72,320	74,895	85,910	71,648	73,477	73,600	75,793	76,520	79,201	79,303	
		ア 他 会 計 繰 入 金	71,701	66,770	67,920	67,895	70,510	71,648	73,477	73,600	75,793	76,520	79,201	79,303	
		イ そ の 他			4,400	7,000	15,400								
	収 益 的 支 出	2	総 費 用 (D)	80,912	78,603	82,364	86,286	93,674	76,850	77,631	76,664	78,055	77,748	79,527	79,362
		(1)	営 業 費 用	66,120	65,900	71,643	77,280	86,447	71,106	73,204	73,322	75,462	75,625	77,809	78,017
			ア 職 員 給 与 費	7,998	8,143	8,239	8,238	8,320	8,404	8,488	8,572	8,658	8,745	8,832	8,921
			うち 退 職 手 当												
			イ そ の 他	58,122	57,757	63,404	69,042	78,127	62,702	64,716	64,750	66,804	66,880	68,977	69,096
		(2)	営 業 外 費 用	14,792	12,703	10,721	9,006	7,227	5,744	4,427	3,342	2,593	2,123	1,718	1,345
		ア 支 払 利 息	14,792	12,703	10,721	9,006	7,227	5,744	4,427	3,342	2,593	2,123	1,718	1,345	
		うち 一 時 借 入 金 利 息													
		イ そ の 他													
3		収 支 差 引 (A)-(D) (E)	39,769	35,840	36,264	33,962	36,688	38,367	38,550	38,792	38,763	38,982	39,086	38,571	
資 本 的 収 入		1	資 本 的 収 入 (F)	79,586	108,376	103,639	214,903	237,758	94,379	121,599	110,762	100,642	93,887	51,158	86,614
		(1)	地 方 債	36,900	57,700	50,800	112,500	118,600	38,300	58,400	53,400	43,300	33,900	14,100	29,400
			うち 資 本 費 平 準 化 債	25,900	32,800	39,500	46,000	41,300	34,800	31,900	26,900	16,800	9,900	10,100	2,900
		(2)	他 会 計 補 助 金	28,017	25,291	33,098	23,503	26,958	39,079	28,699	25,862	25,842	28,487	29,558	25,714
	(3)	他 会 計 借 入 金													
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5)	国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	14,628	24,992	19,673	78,900	92,200	17,000	34,500	31,500	31,500	31,500	7,500	31,500	
	(6)	工 事 負 担 金	41	393	68										
	(7)	そ の 他													
	資 本 的 支 出	2	資 本 的 支 出 (G)	118,161	145,430	140,221	249,522	274,446	132,746	160,149	149,554	139,405	132,869	90,244	125,185
		(1)	建 設 改 良 費	27,620	49,986	39,349	145,400	172,000	34,000	64,000	58,000	58,000	58,000	15,000	58,000
			うち 職 員 給 与 費												
		(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	90,541	95,444	100,872	104,122	102,446	98,746	96,149	91,554	81,405	74,869	75,244	67,185
		(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4)		他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5)	そ の 他														
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 38,575	△ 37,054	△ 36,582	△ 34,619	△ 36,688	△ 38,367	△ 38,550	△ 38,792	△ 38,763	△ 38,982	△ 39,086	△ 38,571		

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
区分												
収支再差引 (E)+(I) (J)	1,194	△ 1,214	△ 318	△ 657								
積立金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	995	2,189	975	657								
前年度繰上充用金 (M)												
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	2,189	975	657									
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実質収支 (N)-(O)												
赤字 (P)												
赤字 (Q)												
赤字比率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )												
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	70.4	65.8	64.7	63.2	66.5	65.6	66.9	68.6	73.3	76.5	76.6	80.5
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額 (R)												
営業収益 - 受託工事収益 (B)-(C) (S)	48,980	47,673	46,308	45,353	44,452	43,569	42,704	41,856	41,025	40,210	39,412	38,630
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)	858,079	819,435	774,662	790,041	821,595	761,149	727,777	682,999	641,070	596,274	531,300	489,682

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
区分												
収益的収支分	70,701	66,770	67,920	67,895	70,510	71,648	73,477	73,600	75,793	76,520	79,201	79,303
うち基準内繰入金	47,462	44,994	43,025	40,028	41,024	41,814	41,206	40,798	40,319	40,256	40,117	39,378
うち基準外繰入金	23,239	21,776	24,895	27,867	29,486	29,834	32,271	32,802	35,474	36,264	39,084	39,925
資本的収支分	28,017	25,291	33,098	23,503	26,958	39,079	28,699	25,862	25,842	28,487	29,558	25,714
うち基準内繰入金	372	389	406	424								
うち基準外繰入金	27,645	24,902	32,692	23,079	26,958	39,079	28,699	25,862	25,842	28,487	29,558	25,714
合計	98,718	92,061	101,018	91,398	97,468	110,727	102,176	99,462	101,635	105,007	108,759	105,017

# 経営比較分析表（令和2年度決算）

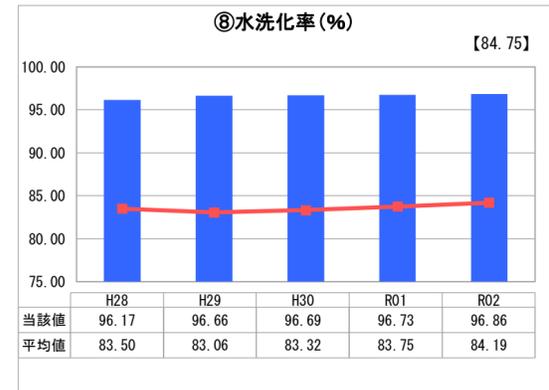
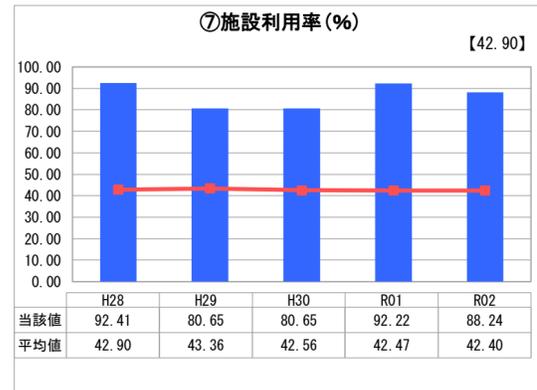
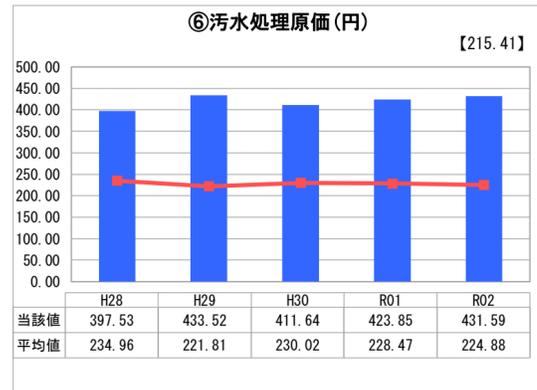
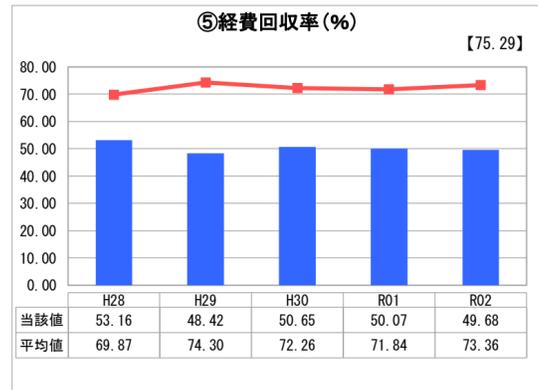
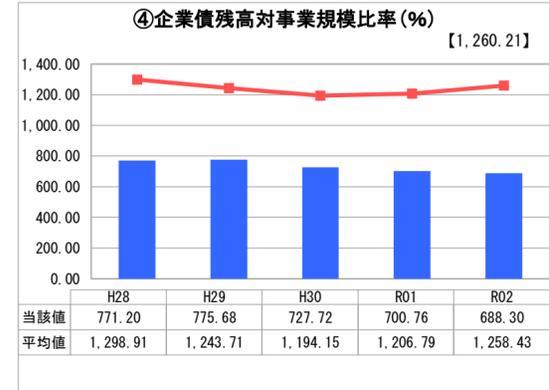
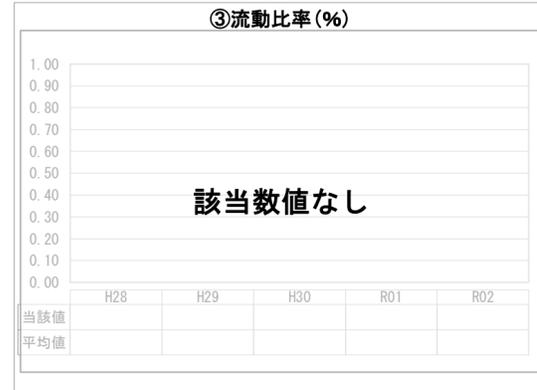
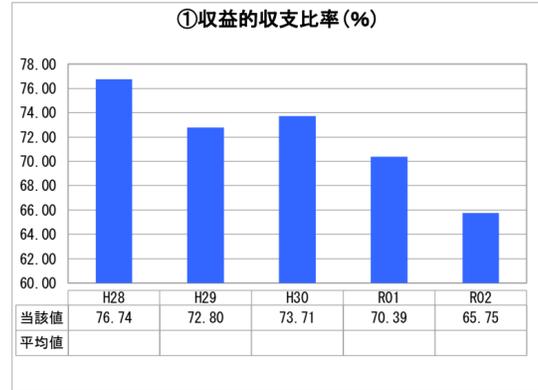
北海道 黒松内町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	77.36	69.18	3,950

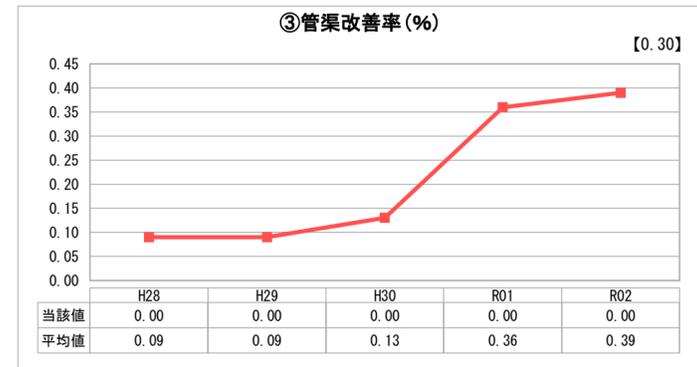
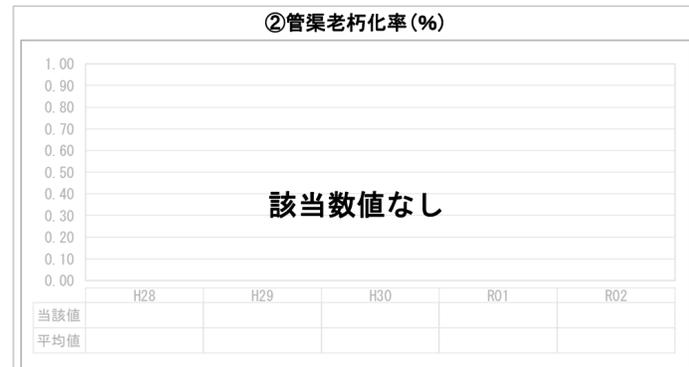
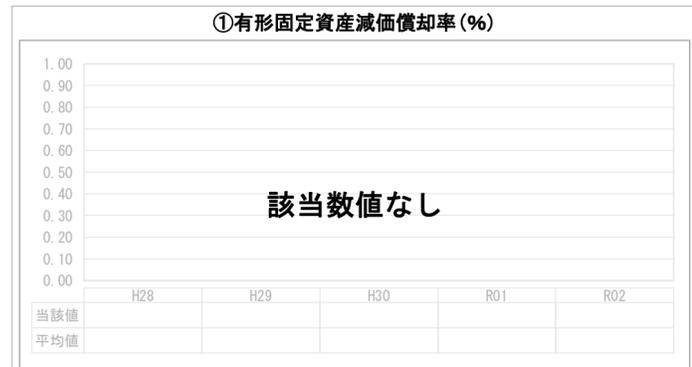
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
2,735	345.65	7.91
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
2,102	1.00	2,102.00

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	令和2年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率については100%を大きく下回っており、労務単価や資材価格の上昇、維持管理費が増加している。人件費や地方債償還についても一般会計繰入金に頼っている状況である。

企業債残高収支比率については類似団体よりも低くなっており、処理場の機械・電気設備の更新も計画的に行っていることから、企業債残高は減少する見込みである。

経費回収率については、人口減少に伴う使用料の減少や労務単価、維持管理費の増加に伴い平均値を下回っている。今後も使用料の増加は見込めないため維持管理費の抑制に努める。

施設利用率や水洗化率については類似団体よりも高い水準であることから、施設の効率性は高いと判断できる。

### 2. 老朽化の状況について

本町の下水道事業は、平成8年度より供用を開始しており25年が経過している。

機械・電気設備については耐用年数を超過しているものもあり、老朽化が進んでいることから重大な影響を及ぼす事故や機能停止を未然に防止する必要があるため、長寿命化計画により限られた財源の中で計画的に更新を進めていくことが重要となる。

また、管路については点検や清掃など適切な維持管理を行い延命化を図っていきたい。

### 全体総括

本町の特定環境保全公共下水道事業は、一般会計からの繰入金で賄っている部分が多く、今後も維持管理費の増加が見込まれる。

また人口減少による使用料の減収が見込まれる状況であり、健全で効率的な経営を行うため最小限の維持管理に加え、未納額の解消や使用料改定の検討も必要と思われる。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。